

## 遅刻日の割増賃金

Q31

遅刻した日に残業した場合、割増賃金はどのように計算すればよいのですか？

### Point

- (1) 割増賃金は、法定労働時間を超えた労働に対して支払義務が生じる。したがって、1日の労働時間が8時間を超えない限り、割増賃金を支払う必要はない。
- (2) 遅刻した日の賃金の取扱いについては、就業規則等に定めておく必要がある。
- (3) 遅刻した日の労働が深夜時間帯（午後10時～午前5時）に及んだ場合は、実労働時間が8時間以内であっても、深夜割増賃金の支払いが必要となる。

### 1 遅刻日の時間外労働

労基法は、実労働時間主義をとっており、遅刻した者が所定の終業時刻を過ぎて労働した場合でも、遅刻後に行われた実労働時間が法定労働時間（休憩時間を除いて1週40時間、1日8時間。労基法第32条）を超えない限り、割増賃金を支払う必要はありません。割増賃金とは、法定労働時間を超えた労働に対して支払わなければならないものであり、法定労働時間を超えない限り、支払う必要はないからです。

したがって、遅刻後に行われた実労働時間が法定労働時間を超える場合は、超えた部分について2割5分以上の率で計算した割増賃金の支払いが必要となります。実労働時間が法定労働時間を超えなければ割増賃金の支払いは不要ですが、実労働時間が所定労働時間を超えるときは、別段の合意がない限り、所定労働時間を超え法定労働時間に至るまでの部分に対しては通常の賃金（法定労働時間数 - 所定労働時間数の時間に応する賃金）を追加支給することとなり、法定労働時間を超える部分については割増賃金を支払うことになります。

なお、就業規則等に「終業時刻後に労働した場合には時間外労働として扱い、割増賃金を支払う。」といった規定がある場合は、遅刻の有無

及び実労働時間数のいかんにかかわらず、終業時刻以降の労働に対して割増賃金を支払わなければなりません。

## 2 遅刻日の深夜労働

例えば、午前11時に出社し、通常の休憩時間をはさんで午後11時まで11時間労働したとすると、法定労働時間の8時間を超える3時間については、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払う必要があります。また、8時間を超える部分のうち、午後10時から午後11時までの1時間については、2割5分以上の率で計算した深夜割増賃金をプラスして支払う必要があります（深夜労働部分については、5割以上の率で計算した割増賃金を支払うことになります。図表Q31-1(2)）。

また、労働者が大幅な遅刻をし、就業が深夜業の時間帯（午後10時から午前5時）に及んだ場合には、実労働時間が8時間以内であっても、深夜時間帯の労働については、2割5分以上の率で計算した深夜割増賃金を支払わなければなりません（図表Q31-1(3)）。

図表Q31-1 遅刻日の時間外・深夜労働の割増賃金

### (1) 1時間遅刻し、終業時刻を超えて労働した場合

